

平成28年度
予算編成方針

平成27年11月
豊見城市

平成 28 年度 予 算 編 成 方 針

平成 27 年 11 月 4 日
豊見城市長 宜保 晴毅

1 国の動向

内閣府の発表した「月例経済報告（平成 27 年 10 月）」では、経済の基調判断を「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種施策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」とする一方で、「アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。」としている。

また、日本銀行が発表した「全国企業短期経済観測調査（平成 27 年 10 月）」では、大企業の業況判断を「製造業が悪化する一方、非製造業は改善。先行きは製造業・非製造業ともに悪化見通し」としている。

このような中、政府においては、平成 28 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 27 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

地方財政の動向については、総務省が地方交付税の概算要求の際に示した「平成 28 年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」において、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの考え方方が示されているものの、社会保障関係経費の増大や公共施設の老朽化への対応等が懸念されるなど、地方財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にある。なお、一般財源総額のうち地方税が前年度比 3.6% 増と見込まれ、その反面、地方交付税が前年度比 2.0% 減になるものとしている。

地方創生については、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「地方版総合戦略」の具体的事業を本格的に推進するため、新型交付金を創設するとともに、政府の総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むこととしている。

2 沖縄県の動向

県内の経済情勢は、沖縄県の発表した「沖縄県経済動向（平成 27 年 8 月）」において、「観光関連については、航空路線拡充等により、前年を上回って推移している。個人消費については、百貨店・スーパー・コンビニ売上高は既存店・全店舗とともに前年を上回っている。建設関連については、住宅着工面積が前年を上回っている。雇用情勢は、有効求人倍率が好調に推移している。これらのことから、景気は拡大している。」としている。

また、日本銀行那覇支店の発表した「県内企業短期経済観測調査（平成27年10月）」では、業況判断を「前回の高水準をさらに上回る結果となった。裾野の広い観光関連からほかの業種にも好調さが広がり、好循環になっている。県経済が腰折れする可能性は低く、しばらくは拡大が続くだろう」とし県経済の好調さが続くことを分析した。

内閣府の「平成28年度沖縄振興予算概算要求」では、昨年度を上回る概算要求額となり、4年連続で3,000億円規模を超える額となった。その中で、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）及び沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）は、昨年度と同額が盛り込まれているが、平成27年度は同制度創設されて以来初めて、対前年度比ソフト交付金△20億円（△2.4%）、ハード交付金△121億円（△13.0%）となり、本市は事業の計画的な進捗に支障を来たしたところである。

国の動向及び県の動向や施策については、本市の予算編成に大きく影響をもたらすことから、今後も十分注視する必要がある。

3 本市の現状

本市の平成26年度普通会計決算においては、堅調な人口増加と新築家屋の増加に伴う課税客体の増加により、市民税及び固定資産税が増加するなど、市税総額が約56億1,500万円に達したものの、社会保障施策の充実により、障害福祉サービス等給付費、生活保護費などが増加したことから、扶助費が引き続き増加している。公債費が臨時財政対策債、学校教育施設等整備事業債の元利償還金が増加するとともに、物件費及び維持補修費の経常的経費の増加の影響により、経常収支比率が89.9%となり対前年度比1.2ポイント悪化した。

基金残高は、財政調整基金が19.3億円、減債基金が5.1億円となったが、これからの財政需要の動向を勘案すると、不測の状況への対応には十分なものとはいえない。

市債残高は、平成15年度以降、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債及び学校教育施設整備事業債の影響により増加し、平成26年度末では約222.2億円となった。市債の増加は、後年度の元利金の償還によって財政運営を圧迫するだけでなく、その発行が制限される場合もあることから、適切な運用を図る必要がある。

健全化判断比率の4指標は、いずれも早期健全化基準を下回ったが、実質公債費比率は県内11市の中でも高い部類に属している。

また、平成27年10月に策定された「中期財政計画（平成27年度ローリング版）」における平成28年度の財政見通しでは、歳入では、人口増加等に伴う市税の増加が見込まれている。歳出では、出生率の高さを背景とする子育て関連施策や社会保障費の自然増加等に伴う財政需要の増加に加え、実施計画に基づく新庁舎建設事業、消防庁舎建設事業、上田幼・小学校改築事業、豊見城中学校改築事業が予定されており、旺盛な行政需要を受け平成28年度の財源不足が約13.9億円見込まれている。

このような厳しい財政状況において、多様化・高度化する行政需要を維持していくためには、本市の「行政改革アクションプラン」を確実に実行することが重要である。特に低・未利用地の有効活用と企業誘致は税収増に直結するので、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要がある。

4 平成 28 年度予算編成に向けた基本的考え方

(1) 総合計画に掲げた将来像の実現（ひと・そら・みどりがつなぐ響むまち とみぐすく）

平成 28 年度予算編成は、行政運営を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となる「第 4 次豊見城市総合計画」の実現に向け、真に必要とされる施策・事業の着実な推進と、喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、中長期的な視点に立ち次世代につなげる施策を計画的に推進することが必要である。

(2) 実施計画における施策の推進

平成 28 年度に実施すべき諸事業は、「第 4 次豊見城市総合計画」に掲げた将来像の実現を目指した「平成 28 年度実施計画」を基本とし、事業の必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

なお、「平成 28 年度実施計画」における平成 28 年度に推進される主な施策は、次の区分によって整理される。

《 平成 28 年度に推進される主な施策 》

- ・ 子育て環境の充実
- ・ 道路網等の整備
- ・ 幼児教育の充実
- ・ 雇用の安定と促進
- ・ 公共交通サービスの維持・向上

(3) (仮称) 豊見城市総合戦略における施策の推進

まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき、地域の課題を見つめ、地域活性化のための処方箋をまとめた、本市の人口ビジョン及び総合戦略（平成 28 年度～平成 31 年度）を策定することとなっている。

総合戦略では、政府の掲げる以下 4 つの基本目標を基に各自治体の基本目標を定め、その実現に向けた取り組みを推進することとしている。これらの実現に資する事業については、必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

- ・ 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- ・ 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
- ・ 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・ 基本目標④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(4) 持続可能な財政構造の確立

少子高齢化、子育て関連、学校教育施設整備及び社会基盤整備等への対応により、引き続き財政需要が増加することが予想されているが、こうした財政需要への増加に対応していくためには、本市の厳しい財政状況を改めて認識し、これまで以上に自主財源の確保を積極的に取り組む必要がある。また、「中期財政計画（平成 27 年度ローリング版）」における平成 28 年度財政見通しを踏まえ、歳出全般の抑制を行うとともに、限られた財源の中で、効率的・

効果的な予算の配分により各施策・事業の調整を図り、持続可能な財政構造の確立への取り組みを進める必要がある。

なお、予算は、「歳入に見合った歳出」が基本となることから、安易に財政調整基金等の基金繰入に依存することのないよう、原則として現状歳入の範囲内で予算編成を行うこととする。

予算要求にあたっては、効果的かつ効率的な事業実施の手法を検討するとともに、その算定についても事業費や事業量の増減の要因を十分検証し、過大・過小に見積もることのないよう、適正な要求に努めること。また、年度途中における補正予算を見込んだ予算要求にならないよう留意し、予算編成に臨むものとする。

各部局においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を整理するとともに、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

このような基本的な考え方を踏まえ、次の事項に留意の上、編成を行うこととする。

記

(1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るためにには、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来にわたって収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積もること。
- ③ 職員配置（嘱託員・臨時職員等含む）についても、簡素で効率的な体制に向けて、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

- ① 市税や国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ② 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平性を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ③ 国基準や県内市町村に比べて、受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。
- ④ 土地利用の見直しや企業誘致活動等を引き続き推進し、将来の財源確保に向けた取組みに努めること。

(3) 補助事業への対応

- ① 中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「平成28年度実施計画」に基づき見積もること。
- ② 制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合、この基準を超過して市独自に上乗せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要性があるか十分に検証したうえで見積もること。

- ③ 国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ④ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導入し、財源確保に努めること。

(4) 補助金等の見直し

- ① 本市は徹底した歳出削減を図るなど、事務・事業全般の見直しに努めてきたところである。補助金の交付を受ける各種団体等についても、本市同様、一層の自助努力を求めるものとし、市が単独で行う各種補助金については、予算概算見積要領のとおり見積もること。
- ② 原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、スクランプ＆ビルドで対応すること。
- ③ 公共的団体への業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減等を図り経営の改善に努めるよう求めること。

(5) 行政改革の推進

現在、「自律し活力ある行政システムの強化と共生による信頼関係の構築」を最終目標とする第4次行政改革アクションプランを策定し、全55方策に取り組んでいるところである。行政改革の基本理念等を踏まえ、これまで以上に効率的な事業執行に取り組み、積極的な姿勢をもって安定した財政基盤の確立に向けて取り組むこと。

(6) 特別会計の健全化

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、財源不足額を安易に一般会計からの繰出金に依存することのないよう健全経営の観点から事務事業の合理化・効率化に努め、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担化に努めること。

また一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

(7) 事業の見直し

- ① 事業については、事業評価を基に事業内容を精査し、市民ニーズや時代に即した内容に見直し・改善を行うこと。また、可能な限り平成28年度予算に反映すること。
- ② すべての事業は、次の項目により総点検を行い必要に応じて見直しを図ること。
 - ア 市民は必要としているか。
 - イ 行政が行わなければならないものか。
 - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
 - エ 民間に任せることはできないか。
 - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
 - カ 厳しい財政状況の中で実施すべきものか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、平成28年度予算編成は現行制度を前提に編成することとなるが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、方針が明らかにされているものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。

(9) 沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）について

沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等については、本交付金を積極的に活用すること。また、国及び県の要綱等に基づき、沖縄振興並びに本市振興に資するとの認識のもと、総合的な観点からの的確かつ効果的な事業の立案を図ること。